

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

スリランカ人権報告書 2016年版

概要

スリランカは多党制立憲共和国であり、政府は自由選挙で選ばれる。2015年1月に、有権者はマイスリパラ・シリセナ(Maithripala Sirisena)大統領を5年間の任期に選出した。議会は権限を大統領と共有している。2015年8月の議会選挙は、2大政党間の連立政権を生む結果になった。どちらの選挙も自由且つ公正であった。

文民当局は治安部隊に対する実効支配を概ね維持したが、相次ぐ報告によれば、警察及び治安部隊は、文民当局を無視して行動することもあった。

最も重大な人権問題は、市民団体活動家、ジャーナリスト、少数宗派の信者及び、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)の信奉者と見なされた個人に対する恣意的な逮捕、長期間の拘禁、監視及び嫌がらせ事件の発生であった。

その他の人権問題には、治安部隊による職権乱用及び拷問の報告などがあった。刑務所のひどい過密状態及び適正手続の欠如は、集会及び結社の自由に対する何らかの制限、汚職、女性及び子どもに対する身体的及び性的虐待及び人身売買と同様に、依然として問題であった。女性、障害者及び性的指向に基づく個人に対する差別が相次いで発生しており、労働者の権利に対する制限及び児童労働も依然として問題であった。

武力紛争の発生時及び発生後に実行された犯罪、特に、殺人、拷問、性的暴力、汚職及びその他の人権侵害事案では、刑事免責が相次いで発生した。人権侵害に対する刑事免責への政府の取組みに漸進的な改善が見られた。政府は、複数の措置を講じて、国会議員の殺害及び、ジャーナリスト及び民間人の拉致及び殺害容疑を含む、新旧政権で発生した事案に加担した軍職員、警察官及びその他の官吏を、限られた人数ではあったが逮捕及び拘禁した。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

複数の報告によれば、政府は又は政府機関は、恣意的な又は違法な処刑を複数行った。2016年10月20日に、警察は、ジャフナ県の警察検問所付近で、全国規模の抗議運動の火付け役になったジャフナ大学(Jaffna University)の大学生2人の命を奪った。警察はその翌日に、

この事件に関連して警察官 5 人を逮捕し、警察署長は、この学生の死について完全且つ公平な捜査を行う警察側の意思を発表した。

2016 年 9 月のアジア人権委員会(Asian Human Rights Commission)の報告によれば、警察は、許可を得ずにアルコールを所持したとして、ヌワラ・エリヤ県(Nuwara Eliya)で男性 1 人を逮捕した。この男性は勾留中に死亡した。警察は、被害者は自殺を図ったと主張した。アジア人権委員会によれば、被害者の家族成員は、警察が被害者を撲殺するのを目の当たりにしたと述べた。法秩序相はこの事件を受けて、かかる事件の防止に向けて、監房にカメラを取り付ける省側の意向を述べた。警察の刑事捜査部は、この事件の捜査を開始した。捜査は、年末の時点で、また続いていた。

裁判所は 2016 年 12 月 24 日に、2006 年に発生した、タミル国民連合(Tamil National Alliance)所属国会議員で著名な人権擁護活動家のナダラジャ・ラビラジ(Nadaraja Raviraj)の殺人罪で、法務長官が 7 月に告発した 6 人のうち 5 人に無罪判決を下した。被告のうち 3 人は、元海軍士官であった。裁判所は 2016 年 5 月に、2010 年 5 月に発生したラグビー選手ワシム・タジュディーーン(Wasim Thajudeen)の殺害の隠蔽計画に加担したとして、アヌラ・セナナヤケ(Anura Senanayake)元警視副総監及びスミス・ペレラ(Smith Perera)警部補の逮捕を命令した。この殺人及びセナナヤケ及びペレラの関与について、前政権の議員複数名が嫌疑をかけられた。この事案の捜査は、前政権では引き延ばされたが、2015 年 2 月に再開された。2016 年 10 月に、治安判事裁判所は、Rathupaswala で発生した抗議者 3 人の殺人を犯罪であると裁定した。この抗議者は、飲用水を汚染したと考える工場の撤去を要求していた。軍職員は群衆に向かって発砲し、3 人を殺害し、他数人を負傷させた。2016 年末時点で、訴追に向けた動きはなかった。

b 失踪

政治的動機に基づく失踪の報告はなかった。

戦時に発生した非自発的失踪の問題は依然として未解決であり、強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会(WGEID)は、2016 年 7 月の報告書の中で、「スリランカでは、何十年にもわたる政治的意見の相違を抑制するための大規模且つ系統的な方法、テロ対策活動又は国内武力紛争において、強制的失踪が利用されてきた」と述べた。WGEID によれば、強制的又は非自発的失踪の未解決事案数は 5,750 件にも上るとのことである。政府は 2016 年 8 月に、失踪を調査するための行方不明者局(Office of Missing Persons)を設立する法案を可決したが、同局は、年末時点で、まだ設立されていなかった。

2010年に大統領選挙直前に失踪したランカ・e ニュース(Lanka-e-news)のジャーナリスト兼漫画家、プラギース・エクナリアゴダ(Prageeth Eknaligoda)が事案に進展があった。犯罪捜査局は2016年8月23日に、LTTE又は犯罪集団とのつながりについて、エクナリアゴを無罪放免した。これは、同氏の失踪を正当化するためによく利用された主張であった。警察は、2015年及び2016年初めに、エクナリアゴの失踪に関連して、軍の諜報部員9人を含む13人を逮捕した。裁判所は、告発せずにおよそ1年間拘禁した末、2016年11月に被疑者13人全員に保釈を認めた。

2013年に、国家上下水道公社(National Water Supply and Drainage Board)の建設作業員がマンナール(Mannar)県で集団墓地を発見した。その後の調査の結果、政府が発掘を打ち切るまでに少なくとも83体の白骨遺体が見つかった。旧ラージャパクサ政権は公然と、如何なる殺害についてもLTTE又はインドの平和維持部隊いずれかのせいにしてきた。警察は2016年8月に、この集団墓地近傍の廃坑井から骨片5片及び歯1本を回収した。伝えられるところによれば、この遺骸の法医学検査を実施する計画は複数あったが、この事案に精通する外国人の法医学専門家は、政府が用いた掘削方法によって、有意義な法医学分析を行うことが不可能になった可能性がある」と懸念を表明した。マンナール県裁判所は2016年11月7日に、苦情申立者に対し、法医学専門家に連絡して標本試験の意思を決定した上で、2017年1月15日の次回審問時に、裁判所に勧告状を提示するよう命令した。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律では拷問を処罰対象犯罪とし、禁固7年以上10年以下の刑期を義務付けている。信憑性のある複数の報告によると、警察及び軍隊は、国民に対して誘拐、拷問、及び性的虐待を行った。裁判所は、テロ防止法(PTA)により、いずれかの時点で被告が行った供述を証拠として認めることができる。同法は、拷問によって引き出された自白に対する適用除外を定めていない。

国連拷問禁止委員会(UN Committee Against Torture)(UNCAT)の直属のスリランカ人権委員会(Human Rights Commission of Sri Lanka's)(HRCSL)の、2016年10月に公表されたレビューで指摘されたところによれば、HRCSLは、2016年1月1日から8月31日までに発生した、政府関係者による拷問の申立てを208件受理した。この報告によれば、HRCSLは、その調査審問部内に、勾留時の問題について専門能力を構築し、かかる苦情申立てに対する調査及び審問を迅速化するための、勾留違反課を設立するプロセスを進めている。HRCSLは、現在、逮捕された個人の代表が国に苦情申し立てを提出した直後の警察署及び拘禁施設の視察訪問を義務化する方法で拷問防止に役立てるための、迅速対応部の設立も進めている。マンガラ・サマラウィーラ(Mangala Samaraweera)スリランカ外相は2016年6月に、治安部

隊内の拷問の文化を公然と批判し、拷問撲滅に向けて取り組んでいくことを強く主張した。政府は、10年以上前の未解決事案で容疑を受けた軍人及び政治家数名を逮捕した。

拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告者と判事及び弁護士に関する国連特別報告者は、2016年5月にスリランカを視察訪問し、暫定的観測結果及び勧告を提示した。両特別報告者の結論によれば、拷問は、刑事事案及び国家安全保障事案の両方で依然としてよく見られる慣行であり、刑事司法制度は、事案を立証するための自白を引き出すために拷問の利用を促しているということである。特別報告者によれば、捜査官は日常的に、拷問及び虐待を利用した。

政府は2016年7月に、拷問の申立てに対する被害者の訪問、精査及び予防措置の実施に向けた委員会を設立した。この委員会には、スリランカ弁護士会(Bar Association of Sri Lanka)の拷問防止に関する専門家、検察局及び警察幹部数人が参加した。

拷問及び残虐な扱いは、憲法で禁じられている。しかし、国際真実・正義プロジェクト(International Truth and Justice Project)はUNCATに提出された2016年10月の報告の中で、治安部隊による拷問及び／又は他の残虐、非人道及び品位を傷付ける扱いの事案7件を報告した。報告された被害者は全て、タミル人男性であった。

HRCSLのキャンディ(Kandy)事務所によれば、警察は2016年1月にある女性を殺人罪で違法に逮捕したが、この女性はナワラピティヤ(Nawalapitiya)警察署に同じ殺人事件の苦情申し立てを提出しようとしていた。伝えられるところによれば、警察はこの女性に拷問及び性的虐待を行った上、女性にその尿を強制的に飲ませたということである。女性は、承認された保釈条件を満たす経済的余裕がないために、2016年12月1日現在、また警察に勾留されていた。

釈放された元戦闘員数人は、更生センターに収容されていた期間及び釈放後に、政府関係者から性的嫌がらせ及び虐待等の、拷問又は虐待を受けたと報告した。警察及び治安職員による民間人に対する過度の武力の行使も依然として問題であった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は劣悪な状況で、原因は老朽化したインフラ、過密、そして衛生設備及び他の基本設備の不足にあった。比較的大型の刑務所のうち数箇所に独自の病院があったが、大多数は医療担当職員が居る程度であった。当局は小規模の刑務所で受刑者に医療処置が必要になった場合、地元の最寄りの病院に移送して処置を依頼した。政府は2015年9月に、刑務

所の過密状態の法的及び司法上の原因を分析するためのタスクフォースを指名した。赤十字国際委員会は、このタスクフォースに技術援助及び後方支援を提供し、刑務所制度に関する世界各国の最良の事例を伝え且つ、刑務所改革戦略の策定を支援した。

物理的状況：過剰な過密状態が問題であった。刑務長官の推定によると、刑務所収容者数の平均はシステムの収容定員を 50%超えていた。当局は、未成年者と成人を同じ房に収容することがあった。当局はたいてい、未決拘禁者と受刑囚を同じ場所に収容した。伝えられるところによれば、多数の刑務所において、受刑者はコンクリート床の上で眠り、また多くの場合、自然光が不足、あるいは換気が不十分であった。

刑務長官の報告によると、2016年11月29日現在の、勾留中の収監者の死亡件数は合計74件であった。死亡の過半数が自然な原因によるものであった。自殺も3件あった。

運営：受刑者からの苦情を処理するオンブズマンはいなかったが、刑務所長は、苦情を受理する権限があり、収監者は刑務所内に設置される苦情受付箱に匿名で苦情を提出することができる。HRC SL、赤十字国際委員会(ICRC)、治安判事及び、刑務所改革省によって任命される独立した監視官は、収監者からの苦情を全面的に受理することが許されている。法律では治安判事が刑務所を月1回訪問して状況を観察し、受刑者と個人面談を行うことを義務付けているが、これが実際に行われることは滅多になく、それは裁判所が未処理事件を抱えている関係上、治安判事がそうした訪問予定を組むことが困難であるからであった。HRC SLの報告によれば、収監者から報告された信ぴょう性のある虐待の申立てを数件受理したが、刑務所改革省は、苦情は1件も受理しなかったと報告した。

独立的監視：収監者訪問を実施する主な国内団体は刑務所福祉協会(Prison Welfare Society)であり、収監者の拘禁状態を精査した上で、個々の刑務所長及び刑務長官と苦情について伝達する権限を規則上与えられている。

改善：刑務所局は、過密状態に取り組むべき努力し、国内数箇所の刑務所を都市部から、空間的に余裕がある農村地域に移動した。例えば、同局は、ジャフナ刑務所を都市部から移転した。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、そうした事件は2015年と比べ発生率こそ低下したものの、発生した。

警察及び治安組織の役割

治安省の管轄下に置かれるスリランカ警察は国内治安の維持に責任を負う。陸軍は対外安全保障に責任を負うが、刑事訴訟法によれば、国内での特異的な治安上の責務の処理を要請される場合もある。大統領は国防相を兼務するが、陸軍、海軍及び空軍に対する日常的な業務責任は国防長官が管理する。6,000 近くの構成員が居る民兵組織に関する特別調査委員会(Special Task Force)は治安省の管轄下に置かれるが、過去に軍隊と合同作戦を行ったことがあることから、この特別調査委員会の命令系統は疑問視された。

文民当局は治安部隊に対する実効支配を概ね維持したが、軍及び警察が民間人に行った嫌がらせは、依然として刑事免責の対象になった。治安省は、治安部隊による処刑を精査し、それが正当であったか否かを評価する責任を負う。市民団体によると、軍の諜報員が国内監視作戦を実施し、また警察と共同で、あるいは警察と無関係に、市民団体メンバーに嫌がらせ又は脅迫を行った。

内紛時代に発生した人権侵害は依然として、刑事免責の対象であった。政府の汚職及び違法行為に対する訴追と同様に、治安部隊及び警察が行った人権侵害に対する訴追が発生することは稀である。治安部隊による人権侵害の内部調査機構はなく、唯一の救済手段は最高裁判所に訴訟を提出することである。HRCSL 及び裁判所はかかる人権侵害を調査する能力を有するが、市民団体組織が広く主張したところによれば、司法制度には刑事免責が強く残っており、裁判所は治安部隊に対する措置の実施に意欲を示さない。政府は、人権に対する尊重強化に向けて、防衛学校で人権訓練を実施したほか、ICRC による訓練実施も許可したが、系統的又は標準化された訓練は行われていない。

軍は、引き続き、北部及び東部において、農業経営、漁業及びツーリズム等の非軍事的経済活動に従事した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察は、刑事訴訟法により、殺人、窃盗、強盗及び強姦等の一部の犯罪について、無令状逮捕を行うことができる。その他の事案では、警察は、判事及び治安判事が証拠に基づいて交付する逮捕令状に従って逮捕を行った。法律により、当局は逮捕者に逮捕理由を説明し、また軽犯罪の場合は 24 時間以内、一部の重罪の場合は 48 時間以内、PTA の下での犯罪の場合は 72 時間以内に当人を治安判事の面前に召喚するよう義務付けられている。しかし実際には、PTA に基づく事案では特に、被拘留者が治安判事の面前に出頭するまでに、通常はこれを上回る日数が経過した。保釈法の下に特徴を規定される権利的保釈犯罪

の場合は、裁判所での罪状認否は行われず、警察は、受諾書に基づいて拘禁後 24 時間以内に被疑者を釈放することが許され、既定期日に裁判所に報告しなければならない。権利的保釈犯罪で告発される被疑者は、保釈の権利を与えられるが、裁量的保釈犯罪で告発される被疑者は、治安判事の裁量によってのみ保釈を認められる。保釈法によれば、いかなる個人も、特別な適用除外なしに、有罪判決及び判決の宣告の前に、12 ヶ月を超えて拘禁されてはならないが、PTA に基づく被拘禁者は、罪状なしに、最長 18 ヶ月間まで拘束することが可能である。実際のところ、PTA に基づく被拘禁者は、たいてい、罪状なしに、18 ヶ月より長く拘束される。裁判官は PTA の下での被拘禁者について保釈を許可する場合、検察庁から承認を得る必要があるが、実際には承認されないのが普通であった。殺人事件の場合、規制では治安判事に対し、容疑者を再勾留するよう要求しており、保釈を承認できるのは高等裁判所のみである。あらゆる事件において、容疑者は法定代理人を立てる権利を有するが、警察署や拘置所での尋問中に容疑者が法定代理人を立てる権利を具体的に与える法律規定はない。政府は高等裁判所及び上訴裁判所の法廷での刑事訴訟では貧しい被告人に弁護士を用意したが、他の事件ではそうしなかった。法律は、高等裁判所及び上訴裁判所で審理される事案に対してのみ、法定代理人の提供を義務付けている。

シリセーナ(Sirisena)大統領は 2016 年 6 月 19 日に、PTA の下に行われる逮捕手続きを定める通達を公布した。この通達は、HRCSL が要点を示した提言を取り入れて策定されたもので、法定代理人に対する接見機会を被拘禁者に与えることを要求し且つ、被拘禁者の家族に逮捕を通知するよう義務付けた。この通達では、被疑者に対する身体的嫌がらせ、拷問又は辱めも禁止し、逮捕担当者に、氏名及び役職で逮捕者に身元を提示すること及び逮捕者に逮捕理由を伝えることを義務付け、被疑者を代表する弁護士に見する機会を定め、女性被拘禁者の取り調べを女性にのみ許可し、治療を施すための迅速な措置を講じ且つ、必要に応じて、適正な基本的設備を提供することを治安部隊に義務付けた。しかし、相次ぐ複数の非公式情報によれば、脅迫、違法な拘禁、拷問及び虐待は依然として発生しており、当局は、移行期正義及び革命プロセスの関係者を標的にしたということである。

恣意的な逮捕：複数の人権擁護団体によれば、警察と警察の犯罪捜査局及びテロ捜査局は、複数の個人を、被拘禁者をテロ行為関連活動への関与の疑いで、罪状を与えない又は、法で義務付けられた期限内に被拘禁者の立場を決定しない状態で、警察署、陸軍キャンプ及び他の非公式拘置施設に非合法的に拘禁した。被拘禁者は、隔離拘禁されることがあり、弁護士は依頼人との接見許可を申請しなげなかつた。警察は頻繁にかかる接見に立ち会った。一部の事案では、違法な拘禁中に、虐待又は拷問を伴う取り調べが発生した。複数の報告によれば、当局は被拘禁者を釈放する際に、再逮捕又は殺害の脅威に晒しながら、その逮捕又は拘禁についての情報を明かさないう警告した。

元 LTTE 幹部等の多数のタミル人収監者は、2016 年 10 月時点で、国内各地でハンガーストライキを 3 回実行し、長引く拘禁の迅速な解決を要求した。この収監者の大多数は PTA の下に罪状なしに拘束されているため、政府に対し、起訴又は将来的な釈放への過程の提示のいずれかを行うよう要求した。

裁判前の拘留：裁判前の被拘禁者は、被拘禁者の半分を占めた。未決拘禁期間は平均 24 時間である。審理はたいがい、長期間に及ぶ法的手続、多数の被拘留者、司法の非効率、そして汚職に起因して遅延された。法的唱導者団体は、勾留期間は申し立てられた犯罪に対する量刑と同じ又はそれを超えることが一般的であると強く主張した。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：個人は、法の下に、逮捕又は拘禁に異議を申し立て、裁判所を介して迅速な釈放を確保することができる。しかし、訴訟手続きには数年を要し、人権開発センター(Center for Human Rights Development)(CHRD)の指摘によれば、司法の独立の欠如及び最低限の損害賠償が周知であるために、救済措置を求める国民の意欲がそがれているということである。実際のところ、拘禁に対する異議申立ては、PTA の下では特に制限されている。

e 公正な公判の否定

独立した司法は法の定めるところであり、政府は司法の独立性を概ね尊重した。

裁判手続

公正な裁判を受ける権利は憲法の定めるところであり、独立した司法は概ね、この権利を施行した。法律では有罪が立証されるまで被告は推定無罪と想定している。刑事裁判は全て公開される。当局は被告人に当人に対する罪状を伝え、被告人弁護士を立てる権利及び上訴権を有する。政府は高等裁判所及び上訴裁判所での刑事告訴について裁判を受ける貧しい人々に弁護士を用意したが、下級裁判所での事件には用意しなかった。被告人は反対側証人と対峙する権利、証人及び証拠を提示する権利及び、警察の証拠など政府が保有する証拠にアクセスする権利を有する。

法律では裁判手続及び他の法制が英語、シンハラ語及びタミル語で用意されることを要求している。ジャフナ県及び北部と東部の一部を除き、ほとんどの裁判所が業務を英語又はシンハラ語で実施した。裁判所が任命する通訳の不足により、タミル語を話す被告人が必要に応じて通訳を与えられる権利は制限されたが、北部と東部では裁判及び聴聞がタミル語と英語で行われた。タミル語で書かれた法律教本はほとんどなかった。被告人は、審理

期間を通じて裁判所に出廷する権利を与えられており、抗弁の準備に向けて十分な時間及び施設を与えられる権利を有する。被告は、証言を拒否する又は有罪を認めない権利も有する。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

CHRD によれば、少なくとも 167 人の政治犯の報告があった。政府は、どの収監者も政治犯とみなしていなかった。政府は HRCSL 及び治安判事による収監者の定期的な面会を許可しており、制限は設けられたものの、ICRC は、刑務所の状況を監視することを委任された。しかし、当局は地元弁護士へのアクセスは不定期にしか認めず、また依頼人との会話はたいてい、警察官又は軍人が立ち会って行われた。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民は人権侵害の申し立てについて、民事法上の救済手段を求めることができる。個人も組織も、国内で言い渡された判決を地域の人権団体に訴える権利はない。

財産回復

以前の戦争地域における民間人同士及び、市民と軍隊など政府機関との間での土地所有権争いは、依然として問題であった。議会は 2016 年 4 月に、1983 年 5 月 1 日から 2009 年 5 月 18 日までの期間にわたる、過激派テロ集団の活動に起因して裁判所で土地の回収権を追求できなかった個人に特別の法規定を設ける、時効に関する特別法(Prescription (Special Provision) Act)を全会一致で可決した。同法は、未解決の請求の解決に向けて、2 年間効力を存続することになっている。これまでの法律では、10 年以上土地を放棄していた地主は、財産権を剥奪された。この状況は、27 年に及ぶ戦争で避難を強いられた多くの地主に発生した。

軍は戦争中、軍事基地及び他の高価値な標的の周囲に、高度警備地域(HSZ)として知られる治安緩衝地帯を作り出すために大量の土地を差し押さえた。1950 年の土地接收法(Land Acquisition Act)に従い、政府は個人財産を「公共の目的」のために接收することができるが、同法では取得接收通告の公示と、所有者に対する適切な補償の提供を要求している。旧政権は頻繁に、地主がアクセスできない HSZ の土地を対象に接收通告を掲示した。地主の多くは、この接收に対して最高裁判所に異議を申し立てる基本的権利訴訟を含め、訴訟を立ち上げた。接收通告によると、接收された土地の大部分が陸軍のキャンプや基地としての用地であったが、一部の通告に記載された目的にはホテル、工場、農場の設立という例も

あった。2016年を通じ、多数の訴訟が、最高裁判所での基本的権利訴訟や高等裁判所に提起された多数の令状申請を含め、引き延ばされたままであった。2011年に緊急事態規制が失効した後、HSZに関する法的枠組は全くなかったが、HSZは依然存在し、民間人立入禁止の状態が続いていた。

旧政権は、2009年に戦争が終結した後、政府占有地を元来の所有者に返還するプロセスを開始したが、2015年の政権交代までは、このプロセスは速やかに進まなかった。政府は2015年からこれまでに、複数の県にまたがるおよそ4,500エーカーを返還した。これには、トリンコムアリー海軍基地(Trincomalee Naval Base)付近の1,055エーカー及びジャフナ県HSZ内の702エーカーが含まれた。民間人所有者に返還されていない係争中の土地が存在し、タミル人の一部の市民団体組織の主張によれば、この面積はおよそ13,000エーカーに及ぶという況にあって、HSZの影響を受けた人々の多くは、政府による土地の非軍事化はあまりにも進行が遅く、軍は経済的価値があると見なす土地を保有している、という不満を訴えた。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律は、私生活を守る権利を明示的に記載していない。政府はPTAにより、司法又は他の許可を得ずに、家宅侵入し、通信を監視する権限を与えられており、政府が上記を行った報告が複数あった。複数の報告によれば、政府当局は、個人の移動も適切な許可なしに監視したということである。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

言論及び報道の自由は憲法の定めるところであり、政府は概してこれらの権利を尊重したが、複数の報告によれば、政府関係者は、報道を根拠に、ジャーナリストを逮捕し、虐待し、これに嫌がらせ行為を行った。

言論及び表現の自由：憲法では自由な言論の権利を規定している。しかし、当局は、警察条例(Police Ordinance)及び刑法を通じて、宗教又は信仰に対する侮蔑を含む「ヘイトスピーチ」を抑制している。政府当局は、他の教団を標的にした人種的ヘイトキャンペーンを先導した罪で、2人を逮捕及び拘禁した。どちらの事案も係争中である。政府は政治的会合や市民社会の会合を、引き続き、特に北部と東部で監視した。

報道の自由：独立系メディアは概して活動的で、制限を受けずに多様な見解を表明した。

暴力と嫌がらせ：慎重な対応を要する題材を報道するジャーナリストは、特に地元警察当局から、逮捕、身体的暴行、嫌がらせ及び脅迫の対象にされることがあった。

例えば、2016年4月に、複数のジャーナリストがジャフナ県で、水質汚染に対する抗議運動について報道した。このジャーナリストはその後、地元警察当局から、報道の阻止を意図する脅迫を受けたと報告した。このジャーナリストの数人は、警察から尾行されたと報告した。暴力の脅しを受けたジャーナリストもいた。1人は逮捕された。

2016年12月には、海軍司令官が、ハンバントタ港(Hambantota Port)で行われた抗議運動で、州内で活動するあるジャーナリストを罵倒した上、身体的に暴行した。政府は、翌日に、声明を公布して、このジャーナリストは、慎重な対応を要する紛争状況を報道する過程で、基本的な倫理的実践に違反したと述べた。

大統領は2016年3月に、嫌がらせを受けたジャーナリストのために調査を行い、正義を追求するための委員会を任命した。

検閲又は内容の制限：政府が報道機関を直接検閲することはなかった。警察から暴力又は嫌がらせを受けたジャーナリストは、再度の嫌がらせを避けるために、自己検閲を行った。

インターネットの自由

政府がインターネットアクセスの制限又は妨害を行ったり、オンラインコンテンツを検閲したりすることは概ねなく、政府が適切な法的許可を得ずに個人のオンライン通信を監視したという信頼できる報告はなかった。政府は、猥褻と見なすウェブサイトに限定的制限を課した。国内のインターネット利用者はおよそ22パーセントで、20パーセントが自宅にインターネットアクセスを備えていた。

学問の自由と文化的行事

集会及び結社の自由は憲法の定めるところであり、政府は上記の権利を概ね尊重したが、複数の申立てによれば、国立大学の職員は、教授及び学生が政府関係者を批判するのを妨害した。一部の学識経験者が、脅迫環境が自己検閲に繋がったと指摘した。

b 平和的集会及び結社の自由

集会及び結社の自由は法の定めるところであるが、政府は少数の事案でこれらの権利を制限した。

集会の自由

集会の自由は、法の定めるところであるが、政府は必ずしもこの権利を尊重しなかった。

警察は 2016 年 3 月に、学生が警察の命令に従わず、警察のバリケードに登り始めたのを受け、催涙ガス及び放水銃を使って、大学間学生連盟(Inter-University Students Federation)の抗議運動を解散させた。

伝えられるところによれば、シンハラ人国粋主義者は 2016 年 7 月に、キャンディ市で、警察の援護を受けて、環境保護協会(Association to Protect the Environment)の抗議者を攻撃した。

結社の自由

法律は、結社の自由を定めているが、例えば、非合法化組織との関係又はそれへの加盟を非合法化する方法で、この権利に制限を設けている。

特に、南部の福音主義教会の報告によれば、地方自治体は、一部の当局が「認可外の集会」とみなした礼拝活動を中止させるため又は、政府への未登録を理由に閉鎖するために、抑圧的行為及び嫌がらせを行った。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では全ての国民に「移動及び住居選択の自由」及び「自国へ帰還する自由」を与えている。政府は時々、これらの権利を制限することがあった。

移民、難民及び無国籍者に対する人権侵害: 政府は 国連難民高等弁務官事務所(UHCR)及

び、他の人道組織と協力して、国内避難民(IDP)、難民、帰還難民、無国籍者又は他の憂慮される個人に対する保護及び支援の提供に取り組んだ。

海外渡航：政府は、人権活動家、バレンドラン・ジェヤクマリ (BalendranJeyakumari) に対する海外渡航禁止例を、無期限で課した。

国内避難民

2009年に終結した長期にわたった内戦は、特にタミル人の強制避難を含め、政府及びLTTEによる広範囲に及ぶ長期的な強制避難を引き起こした。再定住・更生・ヒन्दゥー教問題・刑務所改革省 (Ministry of Resettlement, Rehabilitation, Hindu Religious Affairs, and Prison Reforms)によると、2016年8月31日現在で、43,607名の国民が依然として、IDPの状態であった。大多数は北部及び東部のジャフナ県、キリノッチ県、プッタラム県及びトリンコマリ県に居住していた。IDPは全面的に完全に自由な移動の権利を与えられたが、大部分は出身地に戻ることができず、その背景には未撤去の地雷、地元区域をHSZ又は排他的経済区の一部として指定する制限、生活費を稼ぐ機会の欠如、土地所有権を証明する書類の取得等の、基本的公共サービスを利用できない状況及び、土地所有権争い及び他の戦争関連の破壊に関する政府による解決の欠如があった。政府は、厚生キャンプで暮らすIDPに、保護及び支援を提供しなかった。

政府は、軍が差し押さえた土地を返還し、土地のないIDPのために国有地を提供するというやり方で、IDPの帰還及び再定住を推進した。政府は2016年8月に、法律及び政策並びに、国際法及び人道支援の基準に従って、IDP及び強制避難民に取り組む全ての利害関係者の手引きとなる、権利に基づく一連の原則及び基準を提示する意図で、紛争の影響を受けた国内避難民のための恒久的解決に関する国家政策を承認した。軍及び他の政府機関は、住宅、学校及びトイレ設備を建設する他、最近解放された土地でその他の社会奉仕を提供する方法で、IDPの再定住を支援した。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民の地位の付与を規定していない。政府は、国内の難民に対する食料、住宅及び教育の供給及び、難民のための第三国への再定住の進捗をUNHCRに一任した。難民及び庇護希望者は、就労又は公立学校への入学手続きを法律上許可されず、多くはインフォーマル部門で就労した。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

国民は、憲法の規定により、普遍的かつ平等な参政権を基本とし且つ、秘密投票によって行われる自由かつ公正な定期的選挙を通じて政府を選任することができる。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：英連邦選挙監視団(Commonwealth Observer Group)の報告によると、2015年1月の大統領選挙において、有権者は選挙権を自由に行使ことができ、得票計算は透明性があり、結果は迅速に公表された。

観測筋の報告によれば、国の資源が選挙運動に広範囲に乱用され、国営メディアは一貫して旧政権寄りに偏っており、反対派候補者のための投票所への立入りが妨害されたということである。

国内外の観測筋が同意したように、2015年8月に実施された議会選挙は公正かつ自由な形で実施され、暴力の報告がほとんどなかった。欧州連合選挙監視団が予備的調査結果を公表し、この選挙について「適切に管理され、有権者には広範囲にわたる政治的選択肢からの真正な選択権が与えられたが、選挙運動ルールが制限的であった」と評した。同監視団によると、集会及び移動の自由も尊重され、また選挙運動ルールは例えば候補者による戸別訪問、本人の直接の遊説、あるいはリーフレット配布を許可しないなど、制限的であったものの、政党の活動家や候補者は選挙運動を熱心に行ったということである。

女性及びマイノリティーの参加：女性又はマイノリティーが男性又は多数派の市民と同じ条件で政治的生活に参加することを妨げる法律はない。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は役人による汚職に対して刑事罰を定めており、政府は法律を効果的に実施し始めたが、技術的な専門知識や資源不足によって制約される状況が続いていた。様々な政府出先機関に所属する当局者は、精査水準が高まった状況下にも関わらず、汚職慣行に関与した。政府の汚職に関する報告が膨大に寄せられた。

汚職：汚職は依然として問題であった。議会に所属する委員会である、国営企業委員会(Committee on Public Enterprises)は、当時の中央銀行総裁アリジュナ・マヘンドラン(Arjuna Mahendran)に対する調査を開始した。マヘンドランは、義息にインサイダー情報を提供し、2人でソブリン債の売却利益を享受した容疑を受けていた。マヘンドランは、所有する政府

用クレジットカードで数百万ルピーを費やした件でも告発されている。マヘンドランは、容疑を否認しており、早い段階の捜査で同氏は無罪になっていた。2016年10月に議会の同委員会が、マヘンドランは不正行為を行ったと結論したにもかかわらず、政府は、マヘンドランに対し、まだ措置を講じていなかった。

資産公開：国会議員、地方自治体、省及び大統領選挙の候補者は全て、法律によりその資産及び負債を、国会議長に申告するよう義務付けられている。一部の候補者は議会選挙でその資産報告を公表したが、公表しなかった候補者に対する法の執行は発生しなかった。国民は法律により、手数料を支払って、政府関係者の資産及び債務に関する記録を閲覧することができる。

情報の一般公開：2016年6月に、政府の情報を国民が閲覧する機会を定める法案が可決され、この法律は2017年2月3日に発効するように設定されている。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の多数の人権団体は、人権関連事件を調査し、調査結果を公表した。

政府の人権団体：HRCSLは、人権侵害を調査する管轄権を有する。ある申し立てが立証された後、HRCSLは被害者への財務的補償の勧告、懲罰措置のための事件の付託、あるいは司法長官への訴追要請、又は両方の措置を、大統領の承認を得た上で行うことができる。政府がHRCSLの命令に従わない場合、両当事者へ説明を要求する召喚状が送付され得る。諸当事者が不遵守を続ける場合、HRCSLは事件を高等裁判所へ不服従罪として報告することができ、これは懲役又は罰金による処罰対象となる犯罪である。制定法により、HRCSLは幅広い権限と資源を有し、また如何なる司法裁判所でも証人と呼ばれ得ない、又は公務関連事案について告訴され得ない。HRCSLの上級職員の報告によれば、HRCSLは引き続き、職員不足に悩まされており、未処理事案を低減するために、職員を追加採用したということである。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦及びドメスティック・バイオレンスを禁じているが、法律の執行は一貫性を欠いた。強姦に規定される刑罰は7年以上20年

以下の禁固刑及び2億ルピー(R)(1,333ドル)の罰金である。ドメスティック・バイオレンスの被害者は1年間の保護命令を取得し、生活扶助を要求することができる。法律では配偶者強姦について、法律上離散した配偶者の場合に限り、犯罪に当たるとしている。性的暴行、強姦及び配偶者虐待が依然、社会問題として蔓延していた。

多数の女性団体が、強姦の撲滅を進展させるには、警察及び司法機関がもっと敏感になる必要があるとの考えであった。警察の女性・児童虐待防止局(Bureau for the Prevention of Abuse of Women and Children)は学校での意識向上プログラムを実施し、また草の根レベルで、訴状の提出を女性に奨励した。警察は警察署内での女性担当課の創設を続けた。

強姦及びドメスティック・バイオレンスの被害者を支援するためのサービス、例えば危機管理センター、法的扶助及びカウンセリングなどは、全国的に概ね乏しく、原因は資金不足にあった。タミル語を話す被害者がタミル語のサービス提供者に接触できにくい北部及び東部では特に、サービス提供者と被害者との間での言葉の壁も報告された。ドメスティック・バイオレンス被害者向けに政府が創設した避難所が1箇所あった。保健省(Ministry of Health)は複数の非政府組織(NGO)と協力して、法的サービスや心理社会的サービスを紹介する前に性的暴行関連の傷害への配慮が必要な人々に医療支援を提供するための、病院ベースの施設を維持した。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは刑事犯罪であり、最も重い量刑は禁固5年である。セクシャル・ハラスメントは蔓延している。国家警察委員会(National Police Commission)は2016年10月に、セクシャル・ハラスメントの申立てに対応するための女性警察幹部を州ごとに指名する決定を下した。

最高裁判所は2016年10月に、放課後に受けたセクシャル・ハラスメントの申立てを公表した教師に有利な判決を下した。当局がこの教師に対して措置を講じなかった末の判決であった。公務員は、内部の規律問題に関する情報を公表することを禁止されているが、この教師は報道機関の取材で、公式調査について見解を述べた。裁判所は判決の中で、相次ぐセクシャル・ハラスメント並びに被告の事案に対する無為と被告がこの苦痛を表明する必要は、情報開示に対する規則を上回るものであったとした。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産の間隔及び時期を決める権利、性と生殖に関する健康を管理する権利及び、差別、強制又は暴力を受けずにそれを実行するための情報及び手段を利用する権利を有する。

差別：民法と刑法の下、女性は平等な権利を有する。家族法に関連する、婚姻、離婚、子

どもの親権及び相続を含む、様々な問題の裁定は、個々の民族集団又は宗教集団の慣習法に応じてばらつきがあり、その結果、差別に繋がっていた。イスラム教徒婚姻・離婚法 (Muslim Marriage and Divorce Act) は、最低婚姻年齢を 18 歳、最低性行為同意年齢を 16 歳に定める民法と異なり、女兒が 12 歳で結婚することを認めている。北部州で活動するタミル人市民団体組織によれば、結婚は民法が適用されるのに対し、財産の分割は、Thesawalamai 慣習法が適用される。

子ども

出生登録：子どもはその両親から市民権を得る。当局は、出生を概ね即座に登録し、登録を怠ると教育など一部の公共サービスを拒否される結果となる。

児童虐待：児童虐待に関する政府又は NGO の統計データは公表されていないが、複数の報告によれば、子どもは、教員、校長及び宗教指導者から性的虐待を受けていた。政府関係者が加害者容疑を受けた児童強姦事案も多数報告された。子どもの問題に取り組む市民団体組織の主張によれば、子どもがドメスティック・バイオレンス又は虐待を安全に届け出るメカニズムは十分ではないということである。警察署は、女性及び子どもからの虐待の苦情申し立てを専門に扱う警察官を 1 人配置することになっているが、これは、国全体で一貫して実施されていなかった。報告期間を通じて、政府は UNICEF と協力して、オンラインの安全性及び女性及び子どもに対する暴力を強調する、ソーシャルメディアキャンペーンを実施した。

早期結婚及び強制結婚：法定最低結婚年齢は男女共に 18 歳であるが、女子は親が同意すれば 16 歳で結婚することができる。女性・児童問題省 (Ministry of Women and Children's Affairs) は多数の県において、早期結婚が原因と考えられる複雑な問題に関して、村レベルで一般市民を教育するためのプログラムを実施した。刑法によれば、16 歳未満の女兒との性交渉は、同意の有無にかかわらず、強姦に値する。しかし、この規定は、12 歳以上のイスラム教徒の女兒には適用されない。

児童の性的搾取：営利目的の子どもの性的搾取、子どもの売買、児童買春目的の子どもの提供又は調達及び児童ポルノに関わる慣行は法律で禁じられているが、当局は必ずしもこの法律を施行しなかった。最低性行為同意年齢は 16 歳である。UNICEF によれば、紛争被災地域、茶畑及び貧しい農村地域では、18 歳未満の子どもの売春行為が広く行われていた。

子どもを対象とする売春ツアーは依然として問題であった。

故郷を追われた児童：IDP 福祉施設や収容所に居る児童は、これらの区域の成人の IDP や帰還者と同様の困難な状況に晒された。

国際的な子の奪取：スリランカは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国である。以下の URL で公開されている、国務省の親による子供の奪取に関する年次報告書を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人住民は依然、非常に少ない状況にあった。反ユダヤ的行為の報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では身体障害者、知覚障害者、知的障害者又は精神障害者に対する、雇用、教育、空輸及び他の公共交通機関及び医療の利用機会における差別を禁じている。しかし実際には、雇用、教育及び公共交通機関を含む公的サービスの提供における差別が発生した。障害児は、他の子どもより下の学年に在籍した。アクセシビリティに関する規則は制定されていたが、障害者のための建物や公共交通機関へのアクセスへの適応はほとんど為されていなかった。情報通信アクセスを保証する規則はなかった。

国籍／人種／少数民族

スリランカ系タミル人及びインド系タミル人はいずれも、大学教育、公務員の採用、住宅、保健医療サービス、言語法及び、外国籍者の帰化手続きにおいて、長年にわたって制度的差別を被っていると主張した。タミル人は国中で、ただし、北部及び東部で特に、治安部隊が日常的にタミル人コミュニティの住民、特に青年及び中年のタミル人男性を監視したり、嫌がらせを行ったりしていると報告した。

政府は、タミル人少数派の社会的及び開発ニーズに取り組むための様々な省庁及び大統領

任命機関を設置した。主な担当機関は、いずれも大臣がタミル人である再定住・更生・ヒンドゥー教問題・刑務所改革省及び、僻村・国家遺産・地域社会開発省であった。

政府はタミル人コミュニティからの苦情に対処すべく、多数の信頼構築措置を実施した。政府は北部州及び東部州の軍政府長官を、元外交官及び熟練した公務員と交替させた。

大統領によって設立された国家統一・和解局は、和解に向けた政府の取り組みの調整を担当した。同局の 4 つの主要重点領域は、包摂的社会の構築に向けた社会的融合の促進、全ての国民に対する言語権の確保、政府が提唱する真実・正義・和解・再発防止委員会を通じた戦争被害コミュニティ内での治癒プロセスの支援及び、戦争被害地域向けの協調的開発計画の提供であった。

イスラム教徒コミュニティはスリランカで 3 番目に大きい民族／宗教集団であり、人口の 9.7% を占める。複数の報告によれば、特に、シンハラ人によるイスラム教徒及びその財産に対する攻撃が発生することがあった。服装、食事及び生活様式における文化的及び宗教的慣行の相違が原因であった。

先住民族

ヴェッダ族(Vedda)として知られるスリランカ先住民族は、伝えられるところによれば、人口 1,000 人にも満たない。一部は伝統的な生活様式を維持することを好み、法律は名目上、彼らを保護した。この種族の政治生活又は経済生活への参加に対する法的制限はないが、法的文書の欠如が多数の人々にとって問題であった。ヴェッダ族コミュニティは、森林保護区の創設が自分達を土地から追い出し、伝統的生計手段を奪った、という不満を訴えた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス(LGBTI)の人々に対する差別に関する法的構造要素は 3 つあり、即ち「自然の理法に反する」行為を非合法化する刑法第 365 条(A)項、「成りすましによる不正行為」に関する刑法第 399 条及び、路上生活者取締条例(Vagrancy Ordinance)である。第 365 条(A)項は、法律上の明確な定義を欠くものの、同性間の性的活動を行って有罪判決を受けた個人は、秘密裡であるか公然であるかを問わず、この条項により禁固 10 年に処される危険性がある。差別禁止法は、性別に基づく差別を禁止したが、性的指向及びジェンダーアイデンティティに基づく差別は禁止していなかった。

国連人権当局者の指摘によると、警察は路上生活者取締条例を使用して、トランスジェンダーの人々を売春行為に関与した容疑で拘禁した。警察は第 399 条を使用して、ジェンダーが一致しない形で自己表現する人々に対し、「成りすまし」を根拠に嫌がらせを行った。しかし、上記の制定法に基づく刑事訴追はほとんど発生しなかった。人権団体の報告によると、警察は LGBTI の人々を暴行、嫌がらせ、恐喝及び性的関係の強要の標的にした。

性同一性障害者は、恣意的な拘禁、虐待及び、雇用、住宅及び保健医療の利用機会における差別等の、差別及び人権侵害に相次いで遭遇した。政府は 2016 年 8 月に、顧問精神科医によるジェンダー認定証明書の発行を承認した。これによって、性同一性障害者は、性別再指定プロセスの様々な段階で、政府が発行する身分証明書のジェンダーを修正することができるようになる。あるトランスジェンダーの人が、自分のコミュニティに属する人々は完全な性別適合手術を受けないと政府発行の身分証明書を新規申請できない、と指摘した。

「The Island Nation of Sinhale」(ライオンの血)と呼ばれるシンハラ人国粋主義者集団は、フエスブック上で、コロンボプライド 2016(Colombo PRIDE 2016)の主催者を脅迫及び侮辱した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV 予防サービスを提供する人々及び、高感染リスク集団に対する差別の報告が複数あった。例えば、複数の報告によれば、病院関係者は、患者の HIV 陽性を公表し、HIV 陽性患者に対する保険医療の提供を拒否することもある。最高裁判所は 2016 年 4 月 28 日に、学校制度が HIV 陽性患者であるという噂を根拠にある生徒の入学を拒否した事案において、学校教育における HIV 差別を禁止する命令を交付した。裁判所は、教育に対する普遍的機会という憲法上の義務は、HIV 陽性児及び HIV 感染児にかかる機会を与えなければならぬと義務付けていると判決した。裁判所は、HIV 陽性者の人権を保護、促進及び尊重するための必要な措置を講じる国の義務も強調した。

他の社会的暴力又は差別

複数の情報筋によれば、仏教僧は、司法省及び仏教信仰省の承認を取得しなかったことを根拠に、定期的に、キリスト教及びイスラム教の礼拝所を閉鎖しようとした。スリランカ福音協会(National Christian Evangelical Alliance of Sri Lanka)は、2016 年 10 月 31 日現在の、教会に対する襲撃、司祭及びその信徒に対する脅迫や暴力及び、礼拝の妨害事案合わせて 77 件を書類などで立証した。

第7節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では、労働者が組合を結成し、自身が選択する組合に加入する権利を規定しているが、軍隊隊員、警察官、司法行政官及び刑務官は例外である。非必須サービス産業の労働者は、公務員組合に加入する労働者を除き、合法的団体交渉権を有する。

公安条例緊急事態規制(Emergency Regulations of the Public Security Ordinance)の下、大統領は国家安全保障、コミュニティの生活又は公共秩序の維持に「不可欠な」部門を宣言する、広範な裁量権を有する。2011年、政府はこの緊急事態規制を廃止した。法律では非必須部門におけるストライキに対する報復を禁じている。労働者が7名集まれば、組合を結成し、憲章を採択し、指導者を選出し、見解を公表することができるが、雇用主が組合と交渉することを法律が義務付けるためには、組合は、特定の企業に勤務する労働者の40%を代表しなければならない。法律では公共部門の組合が連盟を結成すること、あるいは政府の複数の出先機関又は部門からの労働者を代表することを認めていない。労働省は、組合が年次報告書の提出を3年間にわたり怠った場合、登録を抹消することができる。

法律では反組合的差別を禁じている。労働関連法は、他の部門又は非公式部門の労働者の自宅で雇用される家事労働者を取り上げていない。

法律では組合が干渉を受けずに活動を実施することを認めているが、政府は法律を不均一に執行し、また時々、ストライキを行う労働者に対する差し止め命令を提起することもあった。反組合的差別禁止に違反すると、100,000ルピー(666ドル)の罰金を科せられる結果となり得る。法律は、反組合的差別で有害判決を受けた雇用主に、組合活動で解雇された労働者の復職を義務付けているが、この労働者を別の部署に異動することができる。これらの罰則は概して、違反を抑止するには不十分であった。不公正労働慣行の訴訟を追求できる法的資格を有するのは、労働省のみである。

1999年以降、労働争議法(Industrial Disputes Act)の下で不公正な労働慣行を理由に、労働省が企業に対して提起した訴訟は、わずか9件であった。2015年9月時点で、裁判所は2件の事件を終結し、他の7件の審理は係争中であった。裁判所は2016年中、他の事件を全く追加しなかった。労働者の権利に対する違反の申し立てについて政府が日常的に無為であることを引き合いに、一部の組合が原告適格を強く要求した一方、比較的小規模な組合は訴訟提起の費用を引き合いに、その能力を望まなかった。

労働者は数件の労働違反を、解雇法(Termination of Employment and Workmen Act)及び、退職金一時支払法(Payment of Gratuity Act)の下で裁判所に提起した。司法手続は長期間にわたり遅延しがちであった。労働争議法は公共部門に適用されず、また公共部門の組合向けの正式な紛争解決機構はなかった。

結社の自由と団体交渉権は概ね尊重されたが、尊重されない場合もあった。組合の活動家及び役員は依然として、嫌がらせ、脅迫及び他の報復的慣行を受けていた。雇用主は組合員を恣意的に異動させたり、不公正に解雇したりした。

公共部門の一部の組合は政治的に独立している一方、大型組合はほとんどが政党と連係し、政治プロセスにおいて顕著な役割を果たした。

組合の申し立てによると、雇用主は団体交渉を避ける目的で、組合の認定を無期限に遅らせたり、組合結成に対する支援を縮小したり、組合活動家の身元確認及び解雇を行ったり、場合によっては活動家を暴行又は脅迫したりするが多かった。こうした懸念に対処すべく、労働省は 2011 年に、労働局長に対し、異議申し立てがなければ登録申請から 30 営業日以内、又は異議申し立てがあった場合は 45 営業日以内に、組合認定選考を実施するよう要求する通達を交付した。選考回数に関する情報は公表されなかった。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているが、違反を抑止するには罰則が不十分であった。政府は概して法律を執行したが、資源、監察、及び是正努力が不十分であった。労働省による監察は家事労働者には適用されなかった。複数の報告によると、出稼ぎ労働者を詐欺的に募集した労働者派遣業者を政府が散発的に訴追し、また政府は月次会合を通じて省庁間調整を増進するという、過去の取り組みを持続しているようであった。

一部の家庭で住み込み家事労働者として働く、14 歳～18 歳の児童及び女性は、強制労働に対して脆弱であった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

最低雇用年齢は14歳であるが、法律では、限定的な家庭農作業又は技術訓練であれば、両親又は保護者が14歳未満の児童を雇用することを認めている。法律では18歳未満の者が危険な労働に従事することを禁じている。法律では労働時間を14歳及び15歳の児童については1日9時間以内、16歳及び17歳については1日10時間以内に制限している。政府はすべての法律を効果的に執行したわけではなく、罰則は違反を抑止するには不十分であった。

労働省は、2016年末までに最悪の形態の児童労働を撤廃するという計画の実施を、多少進歩させた。例えば、政府は、全国規模で児童労働を撲滅すると宣言した誓約の一環として、全25県において、「児童労働フリーゾーン」を宣言した。県の教育担当職員等の県職員は、危険な児童労働に関する教育を受け、労働省は、子どもに対する危険な労働一覧に基づいて、職場を監視する努力を強化した。労働省は、この計画を全面的に実施するには資金が足りないと述べた。

農業は、合法と非合法の両面で、児童労働者を最も多く雇う部門であった。児童は収穫期にプランテーション農業と非プランテーション農業の両方で働いた。農業に加え、児童は行商、家庭使用人として、また鉱業、建設、製造、輸送、そして漁業に従事した。戦争により故郷を追われた児童は特に、危険有害な労働での雇用に対して脆弱であった。

数千名もの、14歳から18歳の児童が、都市部の世帯で家事労働に雇用されていた。子どもの雇用を含め、第三者の家事労働への雇用を規制する法律はない。伝えられるところによれば、雇用主は家事労働児童に身体的、性的及び精神的虐待を働き、また観測筋も、農村部の児童が都市部の世帯で債務労働に従事していると報告した。児童雇用は、家庭農園、工芸、小規模商業施設、レストラン及び修理工場など、家内企業でもよく見られた。犯罪者は児童、特に男子を、沿岸区域での売春ツアーの一環として搾取していた(第6節「子ども」参照)。

以下のURLで公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見(*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

遵守、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見、出自に基づく、雇用及び職業に関する差別は憲法で禁じられている。肌の色、性的指向及び／又はジェンダーアイデンティティ、年齢、HIV陽性若しくは、その他の伝染病に関わる状態に基づく雇用及び職業に関する差

別は、法律で禁止されていなかった。

政府は、これらの法律を事実上施行せず、雇用及び職業についての上記のカテゴリーに基づく差別が発生した。一部の機関では日常的に、特定の役職を男性又は女性の採用が必要として指定するものと思われる。女性は差別に対して法的保護が全くなく、女性は同等の仕事に対して男性より給与が少なくなることがあった。

HIV／エイズ感染状態に基づく差別により当人が失業したという報告が複数あった。HIV／エイズに関する国家政策は2つあったが、HIV／エイズ感染者を職場で保護するための法律はなかった。

e 受入れ可能な労働条件

議会は2016年3月に、初めての最低賃金法を可決した。同法では、一ヵ月当たり10,000ルピー(66ドル)及び一日当たり400ルピー(2.69ドル)の賃金を義務付けた。労働省が国内44箇所に設立した賃金委員会も、引き続き、労働組合及び雇用主と協議の上で、最低賃金及び労働条件を部門及び産業別に設定した。一ヵ月当たりの受領賃金が40,000ルピー(266ドル)未満の民間部門の労働者は、2016年3月に議会が可決した、予算補助手当法(budgetary relief allowance law)の下に、政府に命じられた一ヵ月当たり2,500ルピー(16ドル)の昇給を与えられた。2016年を通じて、公共部門での最低賃金は、2015年の31,876ルピー(212ドル)及び2014年の21,876ルピー(146ドル)から32,040ルピー(214ドル)に引き上げられた。2015年11月時点で、貧困所得水準の公式推定は1人当たり月額4,038ルピー(27ドル)であったが、一部の分析者がこの推定の妥当性を疑問視した。

法律では大部分の常勤労働者について、通常労働時間が週45時間(5.5日分)を超えることを禁じている。加えて、法律では1日1時間の休憩時間を規定している。規制では残業を週当たり15時間以内に制限している。残業手当は基本給の1.5倍であり、日曜日又は休日いずれかに行った仕事について支給される。基本労働時間を制限する規定は、公共機関の管理職及び幹部には適用されない。法律では年次有給休暇を規定している。

政府は労働衛生安全基準を定めている。労働者は危険な状況を自ら脱する権利を有するが、多数の労働者がそうした権利を承知していないか、あるいは権利を行使すると失業するのではと不安がっていた。

当局は最低賃金、労働時間数、及び労働安全衛生基準を、あらゆる部門において効果的に執行しなかった。労働省の資源、監察及び是正努力は不十分であった。急成長中の建設部

門では、港湾、空港、道路建設のほか、高層ビル等のインフラ開発プロジェクトを含め、労働安全衛生が不十分であった。特に建設産業において、雇用主が通常の業務に契約雇用を使用する傾向が強まりつつあり、契約労働者に提供される保護対策が少なくなっていた。

労働省監察官は、雇用主が法律により要求される通りに従業員へ給与を完全に支給しているかどうか及び、年金基金を拠出しているかどうかを検査したが、組合は監察の効果を疑問視した。2016年を通じて、労働省が配備した、検査の効率及び効果の向上を最終目標に設計されたコンピュータ制御の Labor Information System Application は、依然として、極めて初期段階であった。賃金及び年金拠出金の不払いに対する罰則は取るに足りない程度で、罰則は初犯の場合が罰金 100 ルピー(0.66 ドル)から 250 ルピー(1.66 ドル)、3 回目でも 500 ルピー(3.33 ドル)から 1,000 ルピー(6.66 ドル)又は 6 ヶ月間の収監又はこれら両方である。店舗・事務所法(Shop and Office Act)の下では、労働時間法違反に対する刑罰は、500 ルピー(3.33 ドル)又は禁固 6 ヶ月又はその両方である。有罪判決後に犯罪が継続する場合は、法律により、一日当たり 50 ルピー(0.33 ドル)の罰金が科される。上記の刑罰は、違反を抑止するには不十分であった。労働監察官は、かなりの労働者が居るインフォーマル部門について、賃金又は労働条件の監視、あるいは様々なプログラム又は社会的保護の提供を行わなかった。

非公式部門に関して信用できるデータソースがなく、また産業事故又は職場での事故を追跡調査する政府機関も存在しなかった。